

52 森林管理・環境保全直接支払制度

【31, 376 (32, 412) 百万円】

対策のポイント

森林経営計画等に基づく搬出間伐等の森林整備と、集約化施業に必要な活動に対する支援を本格的に実施します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、我が国の森林資源を最大限有効に活用して森林・林業を再生し、持続的な森林経営の確立と国産材の安定供給体制を構築するため、多様な森林の整備、森林施業の集約化や路網整備を推進するとされたところです。
- ・また、森林法改正により、面的なまとまりをもった集約化や路網整備等を内容とする計画を作成する**森林経営計画制度が創設**されました。
- ・このため、森林経営計画の認定を受けた者を対象に、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備、施業の集約化に対する支援が不可欠です。

政策目標

- 森林吸収目標1300万炭素トンの達成（平成20～24年度）
- 平成32年の木材自給率50%以上

<主な内容>

1. 森林環境保全直接支援事業

森林経営計画の認定を受けた森林等において、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備を支援します。

また、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）について、市町村等が施業代行を行う場合についても支援します。

森林環境保全直接支援事業(公共) 28, 846 (29, 412) 百万円
補助率：3／10等
事業実施主体：地方公共団体、林業事業体等

2. 施業集約化促進対策

1. の集約化施業の取組に必要な諸活動に対して支援します。その際、新たな森林経営計画制度の施行に合わせ、**森林の経営の委託を受けて森林経営計画を作成し**、計画的に集約化施業を行う取組を重点的に支援します。

森林整備地域活動支援交付金 2, 530 (3, 000) 百万円
補助率：定額(1／2相当等)
事業実施主体：市町村

お問い合わせ先：

1. の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065 (直))
2. の事業 林野庁経営課 (03-6744-2288 (直))

平成24年4月1日に改正森林法の全面施行に伴い、森林経営計画に基づく搬出間伐等の森林整備に対する支援を本格的に実施

ポイント

- ① 集約化し計画的な施業を行う者を支援
(森林経営計画作成者及び要間伐森林施業代行者を支援対象に追加)
- ② 間伐等は5ha以上の実施箇所をまとめて実施し、平均10m³/ha以上を搬出
- ③ 路網整備については間伐等の森林施業と一体的に実施
- ④ 集約化に必要な境界確認等の活動を支援

●森林経営計画
面的まとまりをもって持続的な森林経営を実施

●要間伐森林
・早急に間伐が必要な森林における間伐
・施業代行も可

●間伐等
・5ha以上の実施箇所をまとめて実施

